

DVのない社会をつくるために

平成24年度 日常生活における男女の意識と実態に関する調査結果報告書(概要版)



調査の目的

人権の尊重は、男女共同参画を進めていくためには、最も基本的なことです。だれもが人として尊重され、性別による差別を受けることなく個人の個性や能力を発揮できなくてはなりません。配偶者や親密な関係にあるパートナーからの暴力は人権を侵害する大きな課題となっています。

豊田市では、市民のジェンダー(※)意識や暴力の被害ならびに相談の実態を把握し、今後の施策展開の基礎とすることを目的として平成24年に意識調査を実施しました。

配付数：20歳以上の男女各1,500名 回収数：1,271件(42.4%)

(概要版に掲載したグラフや集計結果の合計値は、四捨五入により100%にならない場合があります)

DVとは?

DV(Domestic Violence: ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚や元配偶者も含みます)からの暴力のことをいいます。DVには「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などが含まれます。DVは男性優位の社会構造やジェンダー意識が背景にあるといわれており、個人の問題として捉えるのではなく、社会の問題として捉える必要があります。

身体を傷つける行為だけがDVではありません

身体的暴力

- ・殴る、蹴る
- ・刃物を突きつけておどす など

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・働くことに反対する など

精神的暴力

- ・無視する、ののしる
- ・交友関係を細かく監視する など

性的暴力

- ・性的行為を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオ等を見せる など

DV

【用語解説】 ※ジェンダー：「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。

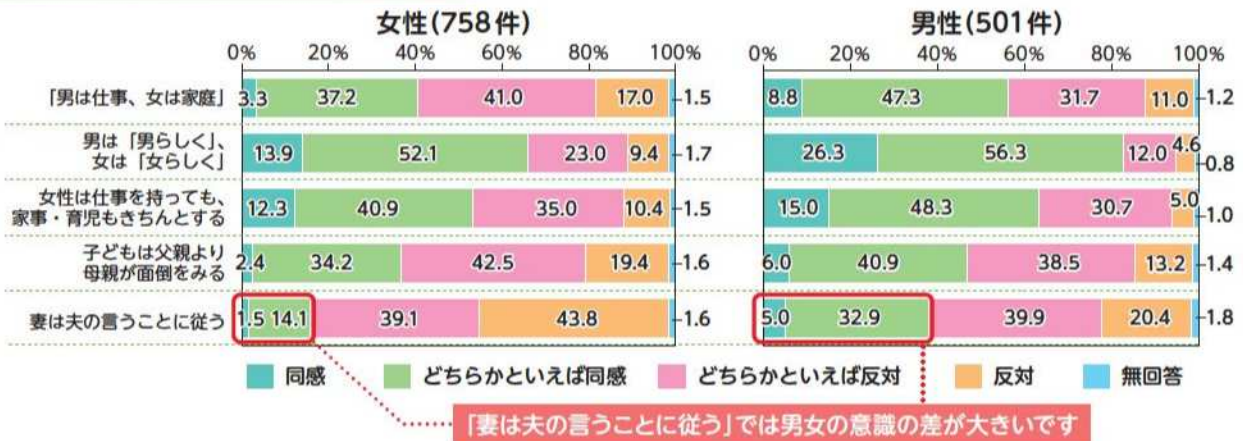
「男女のあり方」への考え方

「男女のあり方」への(5つの)考え方は、女性と男性で差があります

下の図は、「男女のあり方」への(5つの)考え方を聞いたものです。『同感(「同感」・「どちらかといえば同感」)の意見が多いものは、固定的な性別役割分担意識あるいはジェンダー意識にとらわれがちであることを示しています。結果をみると、どの考え方も男性の方が『同感』と回答した割合が高くなっていることから、男性の方がジェンダー意識にとらわれている人が多いことが伺えます。

このような考え方から夫婦・恋人間に対等な関係ではなく、支配関係が発生し、DVにつながることもあります。

図 「男女のあり方」への(5つの)考え方

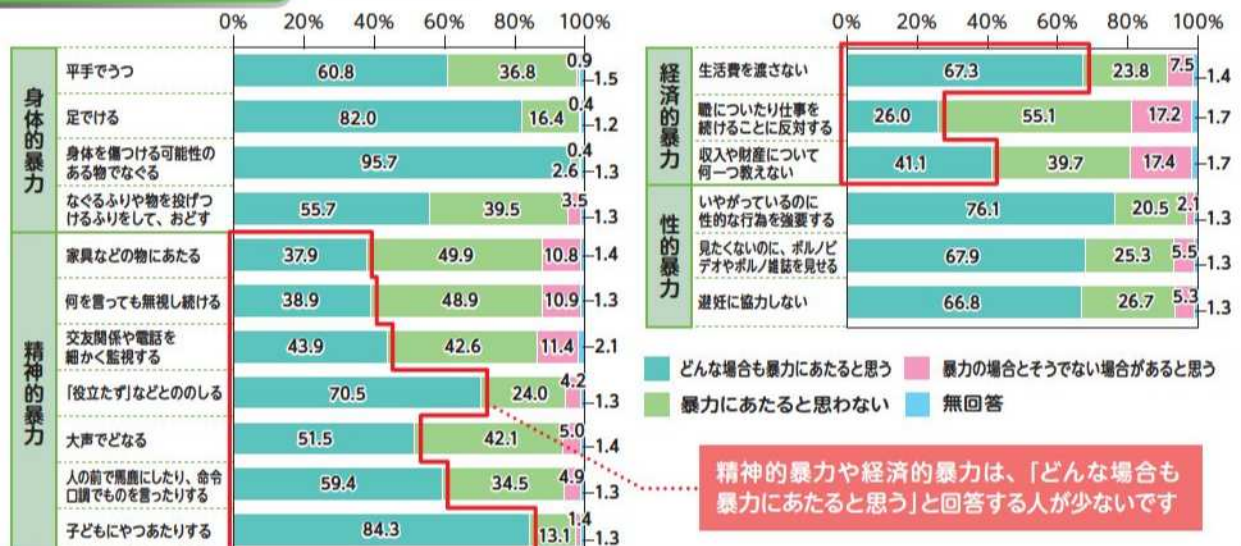


暴力としての認識

精神的暴力や経済的暴力は目に見えない「暴力」です

身体的・性的暴力は「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が高いのに対し、精神的・経済的暴力を「暴力にあたると思う」と回答した人の割合は低くなっています。「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」等のように直接、身体を傷つける行為は「暴力」としてとらえられていますが、「交友関係を監視する」、「職についたりすることに反対する」等の直接身体を傷つけない行為は「暴力」としてそれほど考えられていないことがわかります。身体を傷つける行為だけでなく、心を傷つける行為も暴力だと認識することが必要です。

図 暴力としての認識 全体(1,271件)



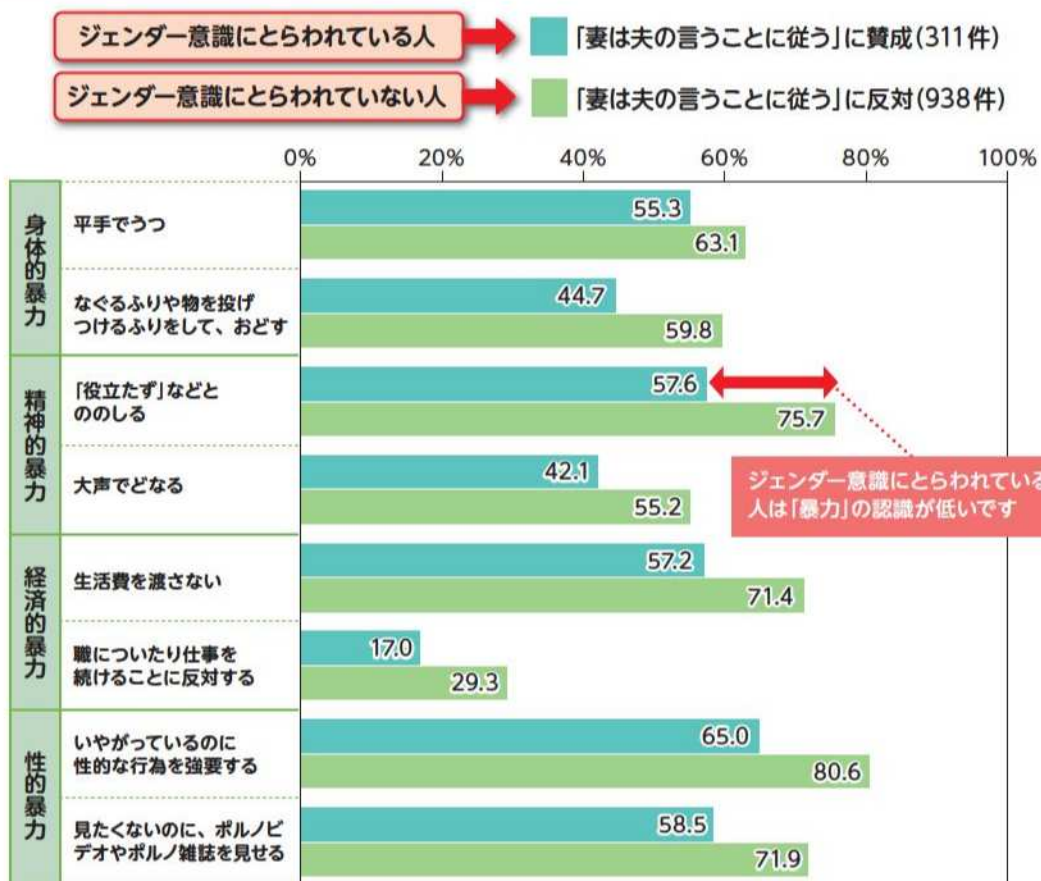
ジェンダー意識にとらわれている人は「暴力」の認識が低いです

男性が女性に暴力をふるう背景の一つとして、ジェンダー意識が影響している可能性があると言われています。「妻は夫の言うことに従う」のようなジェンダー意識にとらわれた考え方により、男性が優位な立場に立ち「力」により妻やパートナーを支配するためです。

以下の図は、「妻は夫の言うことに従う」という考え方に賛成の人と反対の人が、暴力に対する認識にどのような違いがあるかを比較したグラフです。「妻は夫の言うことに従う」という考え方に賛成の人は、どの項目においても暴力としての認識が低いことが分かります。

DVをなくすためには、ジェンダー意識にとらわれた考え方を見直し、DVについての正しい理解を深めていく必要があります。

図 ジェンダー意識と暴力の認識
(「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合)



DVの被害状況

約5人に1人は配偶者から身体的暴力を受けています

今回の調査結果により市民の5人に1人が身体的暴力を受けたことがあると回答しています。また、精神的暴力・経済的暴力は6人に1人、性的暴力は8人に1人が受けたことがあると回答しています。女性のDV被害者の割合は前回調査と比較して減少していますが、「暴力の重複状況」をみると被害を受けた人が置かれている状況は深刻です。

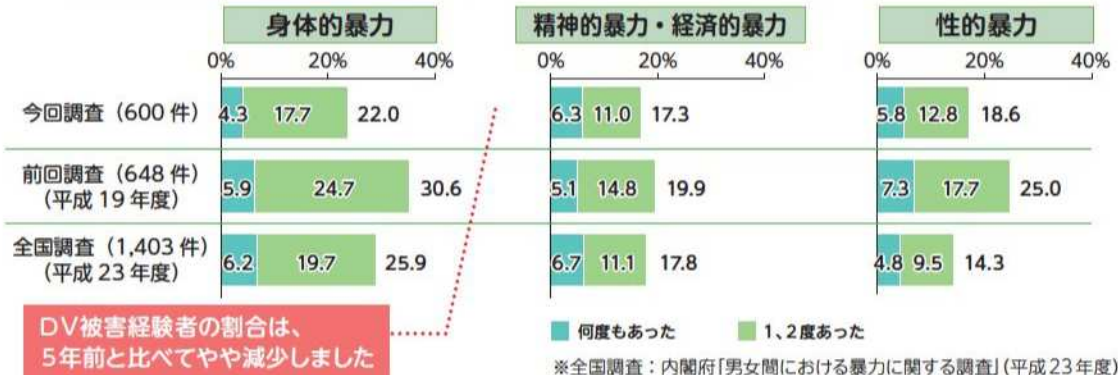
図 DV被害の実態

全体(975件)



図 前回調査・全国調査との比較

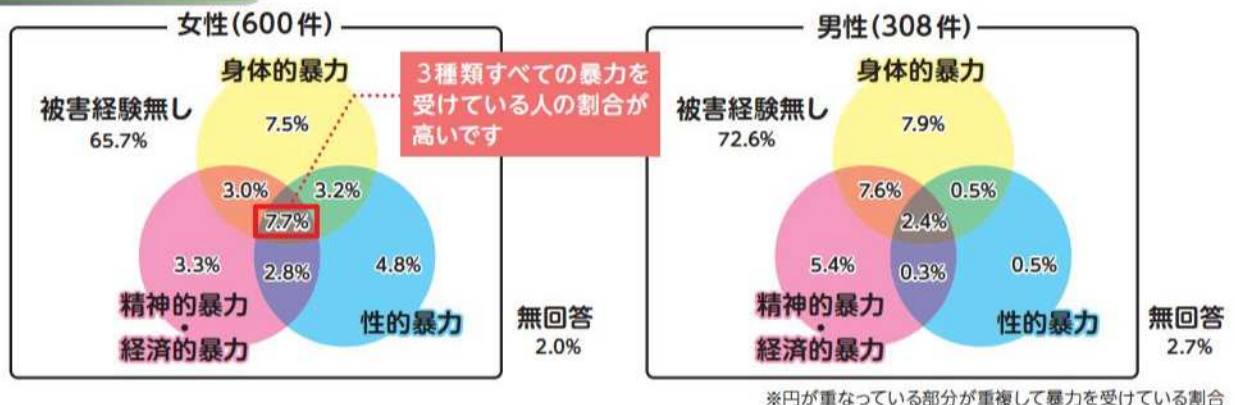
(女性の「何度もあった」、「1、2度あった」の割合)



多くの被害者は複数の暴力を受けています

暴力の重複状況を下の図に表しました。DV被害を受けている人は複数の暴力を受けやすいことがわかります。特に女性では、身体的・精神的・経済的・性的暴力を重複して受けている人の割合が高く、肉体的・精神的に相当なダメージを受けていることが想定されるため、心と体のケアに関わる支援を充実することが必要です。

図 暴力の重複状況



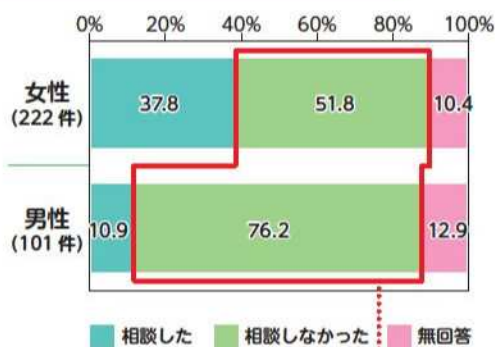
DV被害の相談状況

DV被害者のうち女性の5割、男性の8割が誰にも相談していません

DV被害者のうち、女性の5割、男性の8割が誰にも相談していません。自分が悪いと考えたり、我慢してしまう人が多いようです。男性で相談しない人が多い理由として、「男は泣きごとを言わない」のようなジェンダー意識が背景となっていることが考えられます。

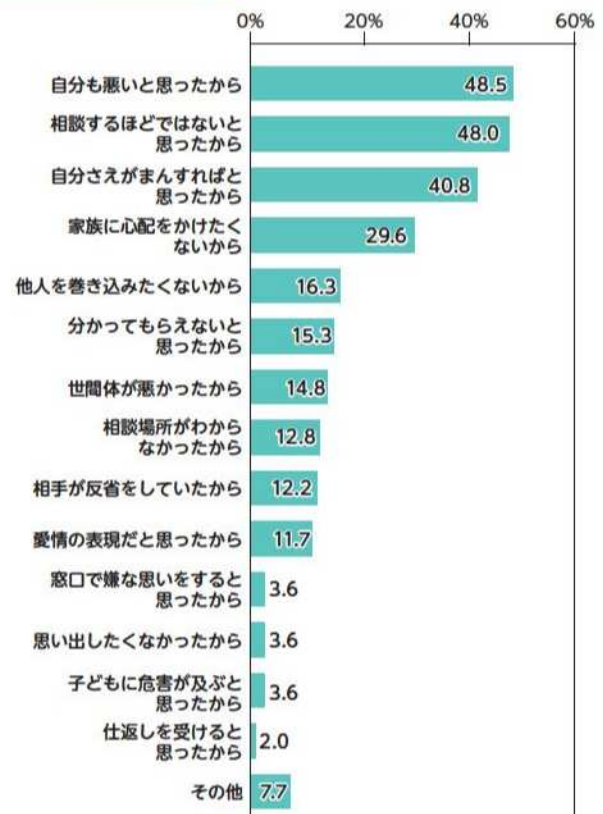
相談しない理由にもあるように「自分さえ我慢すればと思ったから」「家族に心配をかけたくないから」など一人で問題を抱え込んでいる現状があります。相談することは勇気がいることですが、安心・安全に暮らす情報を得るために、また心の整理をして重荷を少しおろすために相談窓口にご相談ください。

図 DV被害に関する相談の有無



女性の5割、男性の8割は誰にも相談していません

図 相談しない理由 全体(97件)



豊田市にはDVについて相談できる窓口があります

【市内の主な相談窓口】

	TEL
女性のための電話相談室クローバーコール (火・木・金・土：10:00～16:00、 水：10:00～13:00、16:00～19:00)	33-9680
男性のための電話相談室メンズコール☆とよた (第2・第4金曜日：18:00～20:00)	37-0034
市民相談課	34-6626
子ども家庭課	34-6636
生活福祉課	34-6635
豊田警察署	35-0110
足助警察署	62-0110
県女性相談センター豊田加茂駐在室	33-0294

少しでも気になることがあれば、身近な相談窓口にご相談してみてください。

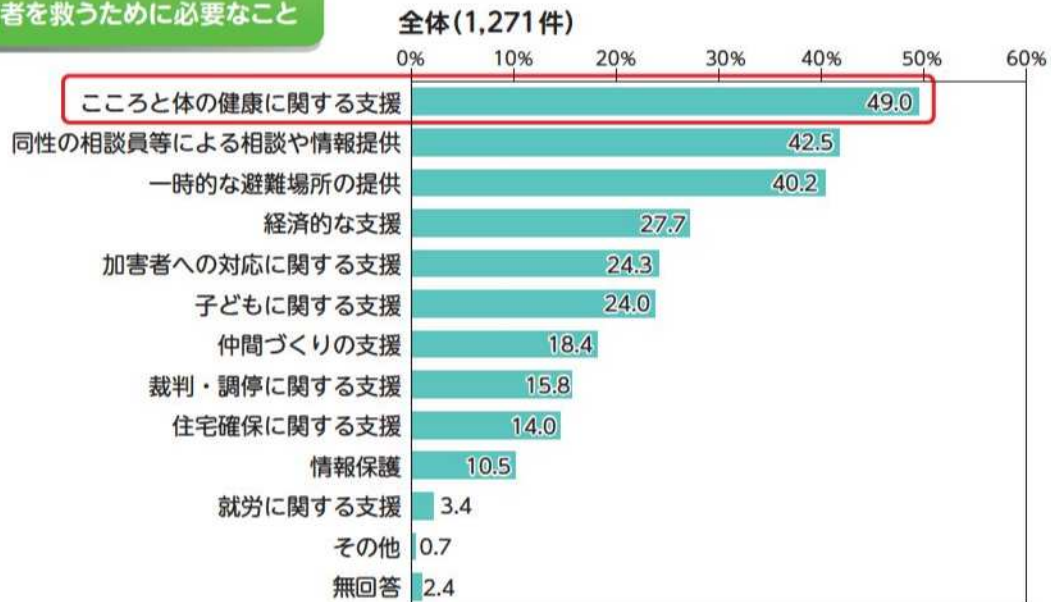
早い段階で専門機関のアドバイスを受けることは、あなたの身を守ることに繋がります。

市民が求める支援内容

こころと体の健康に関する支援が求められています

被害を受けた人を救うために必要なこととして、「こころと体の健康に関する支援」と回答した人が半数近くを占めています。また、「同性の相談員等による相談や情報提供」、「一時的な避難場所の提供」との回答も多くなっています。市では、これらの意見を踏まえ、今後のDV被害者に対する支援策を検討していきます。

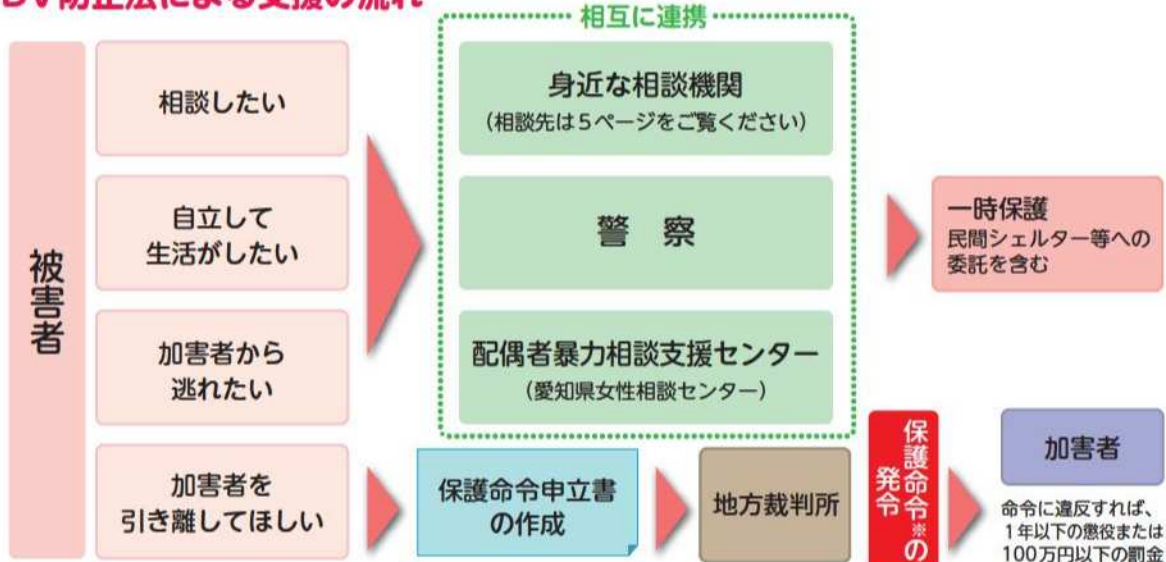
図 被害者を救うために必要なこと



DV防止法による被害者支援について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法；2001年4月制定)により、暴力を受けた被害者は法的に守られ、支援を受けられます。

DV防止法による支援の流れ



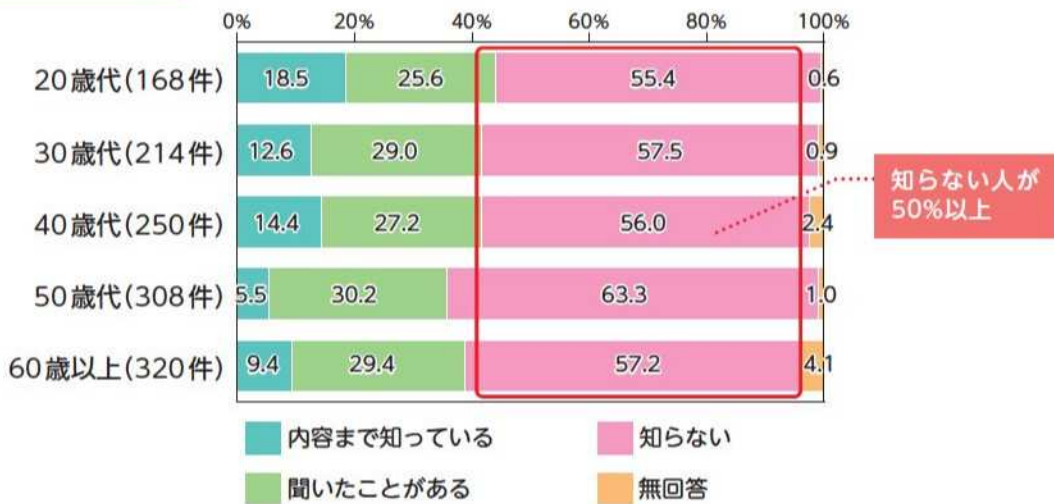
※保護命令：加害者に対する「被害者等への接近禁止命令」、「退去命令」、「電話等禁止命令」

「デートDV」って何？

交際中の男女間でも「デートDV」という暴力が存在します

結婚していない恋人同士、学生などの若い世代でも男女間での暴力が起こることがあります。これを、「デートDV」と呼んでいます。「デートDV」という言葉は、若い年代でも半数が「知らない」と回答しており、理解を進め、早い段階での「暴力」の気づきやその防止を進めていく必要があります。

図 デートDVの認知度

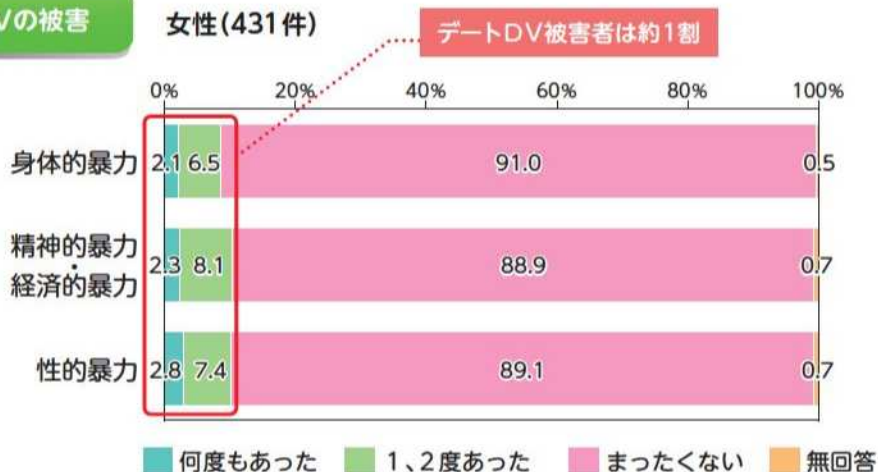


女性のうち約1割が、10歳代・20歳代の時にデートDVの被害を受けています

10歳代・20歳代の時に交際経験があった人に、暴力を受けた経験を尋ねたところ、女性では身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力ともに約1割の人が被害を受けたことがあると回答しています。

この結果は、過去の経験を聞いているため、現在のデートDVの状況を正確に示すものではありませんが、豊田市においてもデートDVの被害を受けている人がいます。恋人間の暴力の防止と被害者の支援を行うとともに、対等と平等の意識を身につけることを進める必要があります。

図 デートDVの被害



DVのない社会をつくるために取り組んでいきます

現在の取組

豊田市DV対策基本計画

- 1 DV防止のための教育・啓発活動**
 - ・若い世代への教育・啓発の実施
 - ・市民への広報・啓発の実施
 - ・職員に対する意識啓発の実施
- 2 相談体制の充実**
 - ・相談機能の拡充
 - ・相談員の資質向上
 - ・DV対策部会の充実
- 3 被害者の自立支援の充実**
 - ・緊急時の安全確保と一時保護の実施
 - ・被害者に対する適切な情報提供及び各種支援の実施
 - ・生活再建に向けた支援の実施
 - ・子どもへの支援の実施
- 4 外国人への対応の充実**
 - ・DVに対する正しい理解推進の実施
 - ・相談体制の充実
 - ・通訳者・関係機関との連携の充実
- 5 関係機関との連携機能の充実**
 - ・医師会・弁護士会等との連携強化
 - ・他県・他市との連携強化

調査結果等から把握した主要課題

- 1 若い世代や男性のジェンダー意識が強い
- 2 若い世代での相談窓口の認知度が低い
- 3 DV被害を相談しない・公的な相談窓口を利用しない人が多い
- 4 10・20歳代の時にDV被害を受けても相談しなかった人が多い
- 5 公的な相談窓口に期待することは「プライバシーに配慮して相談に応じてもらえること」という意見が多い
- 6 被害者を救うためには「こころと体の健康に関する支援」が必要という意見が多い
- 7 切れ目の無い支援体制の確立（ワークショップ結果より）
- 8 民間グループの育成・連携（ワークショップ結果より）

今後の方向性

若年層・男性への意識啓発の充実

- ・高校生、大学生等を対象としたデートDV防止のための啓発の実施
- ・学校教育などにおける若年層に対する人権教育の推進
- ・男性を対象にした男女共同参画に関する講座等の実施

切れ目のない支援体制の確立

- ・職員に向けた意識啓発・研修の実施
- ・DV対策部会の連携の強化

相談・支援体制の拡充

- ・オンライン相談の検討
- ・専門的な相談の充実
- ・相談員のスキル・知識の向上

平成24年度 日常生活における男女の意識と実態に関する調査結果報告書(概要版)
平成25年3月発行

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階(月曜休館)

とよた男女共同参画センター キラッ☆とよた